

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について
(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金関係の見直し関係)

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

1 現行制度

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金は、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建替え又は保育遊具等の購入を行った事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）に対する助成金であり、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とするものである（雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第116条第1項及び第3項）。

2 改正の趣旨と内容

(1) 本助成金の支給内容については、本年6月の厚生労働省行政事業レビューの指摘を踏まえた以下の見直しを行うことから、それに伴う所要の改正を行うこととする。

① 設置費・増築費・建替費（雇保則第116条第3項第2号イ）

- ・ 助成率 大企業 1/3（現行は1/2、中小は2/3）
- ・ 限度額 大企業の設置費・建替費 1,500万円（現行は2,300万円）
大企業の増築費 750万円（現行は1,150万円）

※ 中小は現行の額とする。

② 運営費（雇保則第116条第3項第2号ハ(2)）

助成期間 最長5年（現行10年）

③ 保育遊具等購入費（雇保則第116条第3項第1号ロ及び第2号ロ）

廃止（現行は上限40万円）

(2) 施行日前に本助成金の支給に係る申請を行った事業主等に対する本助成金の支給については、なお従前の例によることとする。

※ 上記内容のほか、支給要領において次の内容を盛り込むこととしている。

- 支給対象となる事業所内保育施設
 - ・ 保育施設の最低定員 6人（現行は10人）
 - ・ 面積要件を認可保育所並みに緩和（現行は施設の規模について1人当たりの面積が7㎡以上）
 - ・ 入所乳幼児数が施設定員の60%以上（中小企業は30%以上）かつ、自社で雇用する労働者の子が半数以上（現行は自社労働者の子が1人以上、被保険者の子が半数以上）
- 申請受付打切り後に着工した施設についても認定申請を受付（通常、着工2ヶ月前に認定申請。認定後1年以内に運営開始、支給申請(1,7月)）

3 これまでの経緯及び今後の予定

- 9月19日～10月12日 パブリックコメントの募集
- 10月15日 労働政策審議会（雇用均等分科会）（諮問）
- 10月中 一部改正省令公布・施行（予定）

<お問い合わせ先>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室
03-5253-1111（内線7859）